

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第3号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成27年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条第1項中「職員が」を「職員が要介護者（」に、「の介護をするため、」を「をいう。以下同じ。）の介護をするため、組合規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」に改め、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「指定期間」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第12条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護時間を与えることができる。

- 2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。
- 3 介護時間については、給与条例第10条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、給与条例第11条第2項に規定する勤務1時間当たりの給料額を減額する。

第13条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条第1項の規定により介護休暇を与えられた職員であって、適用の日（以下「適用日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第12条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、組合規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく適用日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。